

1. 令和6年度の保険料率と事業主・被保険者の負担割合について（令和6年3月1日から）

健康保険料率は9.5%、介護保険料率は1.8%、ともに据え置きとなります。

また、事業主と被保険者の負担割合についても変更はありません。

負担区分	健康保険料率
事業主（54%）	5.13/100
被保険者（46%）	4.37/100
合計（100%）	9.5/100

負担区分	介護保険料率
事業主（50%）	0.9/100
被保険者（50%）	0.9/100
合計（100%）	1.8/100

2. 健康保険料率の内訳について（令和6年3月1日から）

健康保険料率の内訳（基本保険料・特定保険料・調整保険料）は以下のとおりです。

一般保険料	基本保険料	医療の給付や保健事業の費用等を賄うための保険料	5.9040/100
	特定保険料	高齢者の医療を支えるための費用等を賄うための拠出等にあてる保険料	3.4660/100
調整保険料		各健康保険組合間の相互扶助	0.13/100

3. 平均標準報酬月額について

平均標準報酬月額は、24等級340,000円で令和5年度と変更ありません。

※任意継続被保険者に上の「保険料率」及び「平均標準報酬月額」が適用されるのは、令和6年4月1日です。

ご不明な点がございましたら、業務課 TEL (06) 6203-4081 までお問い合わせください。